



～「無料で点検」のつもりが高額な請求に～ 工事の契約は慎重に！の巻



見守りポイント

- ◎工事業者が頻繁に出入りしたり、契約をせかされている様子が見受けられたときは、困っていないか、それとなく聴いてみましょう。
- ◎点検後に次々と別の工事を勧誘されるケースがあります。勧誘をうのみにせず、まわりの人にも相談するよう伝えましょう。

対処方法

- ◆無料点検後に屋根の写真を見せるなどして消費者の不安をあおり、契約を迫る業者もいます。このような場合、契約してもクーリング・オフができることがあります。
- ◆屋根や床下の工事、外壁などの塗装工事は高額になります。複数の業者から見積もりを取り、よく検討してから契約しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。